

■登録申請に係る協議概要

項目		内容
申請区分		新規登録申請
運送主体	法人名	社会福祉法人 夢みの里
	代表者名	理事長 菅原 桂子
	設立年月日	平成22年3月29日
	事務所名	社会福祉法人 夢みの里 ヘルパーステーション
	事務所所在地	宮城県石巻市門脇町一丁目2-21
法人の活動内容		<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ心身ともに健やかに育成され又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する目的で次の社会福祉事業を行う。</p> <p>(1) 第二種社会福祉事業</p> <p>①障害福祉サービス事業 ②特定相談支援事業 ③保育所の経営</p> <p>(2) 社会福祉法第26条の規定による公益事業</p> <p>④社会的弱者、低所得者、生活保護世帯、障がい者のレスパイトとして施設（居住の場）を提供する事業 ⑤介護保険法に基づく居宅介護支援事業 ⑥介護保険法に基づく居宅サービス事業 ⑦介護保険法に基づく介護予防サービス事業 ⑧介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業 ⑨介護保険法に基づく介護予防通所介護又は第1号通所事業 ⑩介護職員の養成研修事業</p>
登録申請（協議依頼）の経緯		通所事業所利用者の定期通院などに当たり、福祉有償運送事業を行うため、登録申請をする

項目		内容
運送を必要とする理由		<p>精神・知的障がい者である通所事業所利用者は意思疎通が難しく、経済的困窮者であることから、公共交通機関の利用が出来ないため、福祉有償運送を行うことにより、定期通院などの移動時に充実したサービス支援が可能となる。</p> <p>また、運送に当たっては、運転手又は乗務員の専門的知識が求められる。</p>
運送の対象	対象者の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者 45名 ・精神障がい者 66名 計 111名
	対象者の居住地	石巻市・東松島市を居住地とする
形態等	運送の区域	すべて通所事業所に登所するため、発地又は着地のいずれかが石巻市にある
	複数乗車	複数の利用会員を同時に輸送することを想定している
使用車両	福祉車両・セダン車両 所有・持込み	セダン車両2台（内 軽1台）（法人所有） ※車検証を事務局で確認済
	車両の表示等	登録後、規定等を遵守し適正に表示する
運転者の要件	免許種別、資格・講習	中型2種免許 1名 普通1種免許（介護福祉士） 2名 （国認定講習受講予定） ※運転免許証については事務局で確認済
	過去2年間の免許停止	過去2年間において免許停止を受けていない
	概ね70歳以下であること	全員70歳以下
	特例措置	
損害賠償措置	損害賠償限度額	すべての車両において、対人・対物は無制限
	免責要件	実施主体の法令違反が原因の事故について免責となっていない
	期間中の支払額制限	期間中の支払額に制限なし ※保険証書を事務局で確認済
運送の対価	運送の対価	定額制 1回400円/人（往復を1回）
	運送の対価以外の対価	なし
	複数乗車の対価	定額制 走行1回につき400円 *現状試算：平均4名/1日、平均走行距離は10km以上：1,600円<3,480円（中型10km料金）

項目		内容		
管理運営体制	運行管理業務	運行管理責任者及び 代行者の選任	選任されている	
		運行管理業務が適切に 実施できる体制は整え ているか	適切に運行管理業務が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類を備えている	
	整備管理業務	整備管理者の選任	選任されている	
		整備管理業務が適切に 実施できる体制は整え ているか	適切な整備管理業務が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類を備えている	
	事故対応	事故対応責任者の選任	選任されている	
		事故発生時に適切に対 応できる体制は整えて いるか	適切な対応が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類を備えている	
	苦情対応	苦情処理責任者の選任	選任されている	
		苦情があった場合、適 切に対応できる体制は 整えているか	適切な対応が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類を備えている	
法令順守	欠格事由	1年以上の懲役又は禁 固の刑	役員全員が懲役又は禁固の刑をうけていない	
		登録の取消し	—	
輸送実績等	前年度実績	延利用件数（件）	/	
		実利用会員数（人）		
		運行距離数合計（km）		
		利用料金合計（円）		
	過去2年間における事故報告			
	過去2年間における苦情報告			